

武蔵メモリアルパーク使用規則

(規定)

第一条 武蔵メモリアルパークを使用される方は、この規則に従って下さい。

第二条 (使用目的) 本霊園は、墳墓以外には使用出来ません。

第三条 (使用資格) 本霊園は宗教を問わずどなたでも使用することが出来ます。

第四条 (使用承諾証の交付)

一 本霊園を使用される方は、使用申込書に所定の事項を記載し、住民票謄本を添え別に定めるところの永代使用料(以下使用料という)及び管理料を納入し、永代使用承諾証(以下承諾証という)の交付を受けて下さい。

二 承諾証を紛失又は汚損した場合は別に定めるところの再交付手数料を添えて承諾証の再交付を受けて下さい。

三 承諾証の記載事項に変更があったときは、本霊園所定の書式により、速やかに届出て下さい。

二 項

承諾証の記載事項に変更があったときは、本霊園所定の書式により、速やかに届出て下さい。

三 項

(使用者の承継)

第十二条 使用者が死亡したときは、本霊園所定の書式により、別に定める承継手続き料を添え管理者の承認を得て相続人又はその親族一人が墓地の使用権を承継することが出来ます。但し、永代使用権の譲渡は禁止する。

(墓地の返還)

第十三条 使用墓地が不要になったときは、現状に復し承諾証を添えて返還して下さい。

万一、使用者が墓地を返還しないときは管理者は使用者に通知して、その墓地を本霊園の任意に定める場所に移設することが出来ます。その際の費用は使用者の負担となります。

(使用権の取消)

第十四条 左記の各項に該当するときは、本霊園の使用権を取消します。

一 使用名義人が死亡した日から三カ年を経過しても祭祀を承継する者がいないとき。

二 使用者が住所不明になり、かつ縁故者がなく三カ年以上経過したとき。

三 三カ年以上管理料を納めなかったとき。

四 使用者が使用場所を第三者に譲渡又は転貸したとき。

五 その他、本使用規則に違反したとき。

前各項により墓地の使用権を取消したときは本霊園の無縁墓所に改葬することが出来、使用権は本霊園に帰属し、使用者並びに利害関係者は意義を申立てることは出来ません。

(無縁墓地の祭祀)

第十五条 前第十四条により使用権を取消され、本霊園の無縁墓地に移設されたときは当管理事務所が祭祀をいたします。

(事故の責任)

第十六条 一 項 使用者がその責に帰すべき事由により、他の墳墓及び霊園の施設に損害を与えたときは、自己の責任と負担により補償又は補修をしなければなりません。

二 項 天変地異等不可抗力による損害については一切本霊園は責任を負いません。

(墓地の改葬)

第十七条 管理者が墓所につき公用収用の必要のため又は土地の整備その他の必要のため使用者に対して改葬を求めたときは、使用者はこれを拒むことは出来ません。

前項の場合には本霊園が代替地及び改葬に伴う費用は補償いたします。

(禁止事項)

第十八条 霊園内に於いては、霊園の使用又は管理上、特に支障があると認められる行為で管理者が禁止した事項は必ずお守り下さい。

(規則に定めない事項)

第十九条 前各条に定めない事項については法律に定めるところによるほか、その都度管理者がきめます。

(規則改正)

第二十条 墓地埋葬等に関する法律等現行法規が改正された場合には本規則も改正されることがあります。

(付 則)

本規則は昭和五十九年十月一日より施工し改訂を伴う。

宗 教 法 人 宝 城 寺

武 蔵 メ モ リ ア ル パ ー ク 管 理 事 務 所

宗 教 法 人 宝 城 寺

武 蔵 メ モ リ ア ル パ ー ク 管 理 事 務 所

宗 教 法 人 宝 城 寺

武 蔵 メ モ リ ア ル パ ー ク 管 理 事 務 所